

議会運営委員会会議録

平成13年4月26日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎山本 直子 ○吉川 勝義 小野 隆雄
村中 政昭 野呂 民平 西谷 剛周
萬里川議長

2. 理事者出席者

総務課長 西本 喜一 企画財政課長 池田 善紀

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会宣言（午前9時00分）

議長 あいさつ

委員長 署名委員 村中委員、野呂委員

委員長 協議事項に入らせていただきます。まず、お手元にお配りいたしておりますように、平成13年第2回斑鳩町議会臨時会についてご協議を願いたいと思います。会期日程でございますが、5月10日木曜日1日ということで決めさせていただきたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

（ 了 承 ）

委員長 それでは会期日程につきましては、ご協議いただきました結果、5月10日、1日ということに決めさせていただきます。

続きまして、付議予定議案の取り扱いについてご協議させていただきたいと思いますが、まず理事者側の方から説明をいただきたいと思ます。

企画財政課長 （平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について説明）

委員長 特にご質問等があればお聞きしておきたいと思ます。

村中委員 ゴルフ場利用税交付金が減額となっている大きな原因は何ですか。

企画財政 ゴルフ場利用税につきましては一人あたりの金額が決まっておりますし

課長 　　で、法隆寺カントリークラブの利用者が減った分について減額しております。

委員長 　　続いて、説明を受けていきたいと思います。

総務課長 　　（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についての説明）

委員長 　　ご質問があればお受けしたいと思います。

小野委員 　　臨時会に向けての常任委員会で審議されていくものが、町議会では前もって委員会が開いておりますが、今回建設委員会で担当部長等に聞いて、臨時会にそういう提出予定の議案があるのかないか協議する中、ないということで前もっての委員会を開かなかったのです。厚生委員会だけ開かれたように思うのですが、これらの3件の専決処分について条例の一部改正ということで、どこへ（付託）と仮になったとき、最後の都市計画税条例なんかは建設水道常任委員会もある程度理解しておく必要があったのではないかとということもありますし、これらについてはどのように考えていけばいいのか。

委員長 　　どなたが答えるのが適当なのか。

小野委員 　　専決処分したことが議会に上がってきますね、そしたら前もって提出予定議案については、担当する委員会が前もって開いているわけです。委員会を開くのは委員長の権限であるし、当然その担当部長にも相談しておく。

　　唯一厚生委員会が開かれたことを聞いています。総務委員長もないということを聞いておられると思う。総務委員会も開いておられないし、建

設水道委員会もないということで部長に聞いて確認して、局長にも委員会は開かないということ報告している。こういうものがあるのなら、担当部長は委員長に相談すべきではないのかなということ提案しています。これがあかんということはない。今後気を付けてもらいたいと思う。

野呂委員 それは当然だと思う。やはり専決させてもらいましたと、その内容についてはこうですということで、説明すべきだと思う。それと同時に正副委員長だけでなく、関係委員会の委員にも専決した内容を配布するくらいのことはすべきだと思う。

委員長 理事者の方の考え方だけお聞きしましょうか。

総務課長 申し訳ございません。専決処分書につきましては3月30日に専決処分している関係上、事前に各委員会の委員長にはご報告申し上げておくべきだと思います。今後につきましては、部長と相談させていただきまして、委員長にご報告申し上げたいと思います。

委員長 今ここで委員さんから出されたご意見を部長の方にもお伝えいただきまして、しかるべくご報告をしていただきたいと思います。

その他委員さんよりご質問があればお受けします。

(な し)

委員長 そうしましたら、あらかじめ専決の第4号と第5号については説明をいただいたということで了承しておきます。

ただ今いただきました付議予定議案につきまして、この取り扱いにかかわってであります。臨時会当日に委員会付託を省略をさせていただ

いて、本会議場での審議ということをごさせていたただきたいと考えておりますが、取り扱いについて皆さんよりご意見があればお聞きします。

(意見なし)

委員長 それでは委員会付託を省略させていただき、本会議場でということにさせていただきます。

次に、仮に討論が必要ということがあれば、従来どおり各1名ずつの討論ということでさせていただきたいと考えておりますが、如何でしょうか。

(了 承)

委員長 それでは付議予定議案の取り扱いにつきましては、今決めさせていただきましたとおりの扱いで、本会議場で議長の方にお取りはからいをいただきたいと思います。

理事者の方にかかわってはご退席いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。(午前9時29分)

委員長 再開いたします。(午前9時30分)

それでは、その他ということで、冒頭議長の方からごあいさつの中でいただきました追加日程として役職改選を予定されるだろうと思いますので、そのことにかかわってあらかじめ協議をすることが必要であるということであれば、そのようにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局長 事務局からの案といたしまして、追加日程表の配布につきましては、先ほど説明がありました付議予定議案が終わりまして、休憩をとって

ただ時間があるかと思います。その後の時間を見ながら、追加日程表の配布をさせていただきたいとそうように考えておりますので、それでよろしいかどうか検討していただきたいと思います。

委員長 このことも含めましてご意見があればお聞きいたします。

（ 意見なし ）

委員長 そうしますと、ご了承いただけるということで、そのような形で追加日程表を配布させていただきたいと思います。

 協議事項の1番につきましては以上で終了させていただきまして、その他の事項に移らせていただきたいと思います。

 まず1点目のジュゴンと平和を守るために、沖縄親米軍基地建設反対運動への理解と協力を求める申入書の取り扱いについてということでございまして、この件につきまして協議をさせていただきたいと思いますが、議長の方で何かお考えはございますでしょうか。

議 長 ごあいさつの中でも入れさせていただきましたけれども、送付されてきましたので、配布に留めておきたいと思います。

委員長 配布ということでございます。特に意見がなければ配布に留めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（ 了 承 ）

委員長 それでは配布に留めるということで、取り扱いさせていただきます。

 次に、本会議上での職員の一部配置替えについてですが、これも事務局長よりご説明をいただきます。

事務局長 (別紙資料により説明)

委員長 この件についてご意見等があればお受けしたいと思います。

(意見なし)

委員長 それではこういう形です承していきたいと思います。

続いてその他3番目の事項であります、議員視察研修費積立の精算についてということで、事務局長より報告をいただきます。

事務局長 (別紙資料により報告)

委員長 特にご質問があればお伺いしたいと思います。

(質問なし)

委員長 それでは了承していきたいと思いますのでよろしく願いいたします

。続きまして、議会における附属機関等の委員選出についてですが、これは今までにさせていただきましたことについて、改めて確認させていただいて、この5月10日の臨時議会にも若干関わりがあるところが出てまいりますので、それについて局長から資料に基づいてご説明を受けていきたいと思ひます。

事務局長 (別紙資料により説明)

委員長 今局長からご説明をいただきましたことについて、ご理解をいただき

たいと思いますが、もう一度確認したいと思いますが、5月10日の臨時会中にまず人選をして、本会議で議長報告をするという扱いにしたいという中で、局長の方から説明があったのは、一つは老人憩いの家運営委員会の委員にかかわることです。これは改正後2名に減ということですので、その扱いをどうすべきかということ。それから、斑鳩町青少年問題協議会の件で、任期は14年4月30日までありますが、現行5名が3名に減ということですので、この扱いをどうするか。そして斑鳩町都市計画審議会の分ですが、これは任期は13年6月30日ですが、5月10日の臨時会に併せて選出をしてもらえればどうかというこの3点と、もう1点要覧の差し替えというこの件で、これは町議会議員の中から選任をする、あるいは議会議員の中から選出をするという文言について、こういう文言でいいのかどうか。というのは、委員選出基準の中では議員から選出というようにしているので、要覧の差し替えの時にこれまでどおりの文言でいいのかどうか。ということだと思いますので、以上の件について皆さんの方から意見があればいただきたいと思います。

小野委員 要覧の差し替えということで、気になることがあるのですが、委員の期間ということで、このまま読んでいくと、これは当該役職あるいは常任委員会委員の期間とするということと、議会運営委員会でした見直しの方針での任期、議会選出委員の任期は当該組織に定める期間を原則とする。これとこの要覧の文言と少し合わないと思うのですが、その点はどのように考えていったらいいのですか。

事務局長 当該役職あるいは常任委員会委員の期間とするということ。ここの表の一番上に消防運営委員会につきましては、総務常任委員とするということになっています。そこから見ると1年ですのでこれを訂正できないのかなと理解してさわらずにいたのですが、後は選出の所だけ整理させ

ていただいたところです。

小野委員　この見直しをした中では、今度は要覧に書いてある委員の期間というのは、原則から、ただし消防委員会はこの形になると、全体はどちらになるかということで文章を変えてもいいのではないかと思うのです。

委員長　暫時休憩します。（午前9時58分）

委員長　再開いたします。（午前10時20分）

休憩中にいろいろご意見をいただいた関係で、要覧の差し替えにかかわって、委員の期間1ですね、町議会から議会外の委員会委員の選出し、任命される委員の任期はその委員会委員の任期にかかわらず当該役職あるいは常任委員会委員の期間とするということについてご意見がありました。引き続きご意見を求めていきたいと思えます。

西谷委員　この文書を読む限りは確かに指摘の部分もあるのですが、この委員会委員の任期にかかわらずということが、言葉として重いので、結果として1年しないといけないのかなという印象を与えるので、これを除いてたとえば、選出し任命される委員の任期は原則としてという形を入れたらこの1年ということについても、2年3年ということができるのではないかと思います。

委員長　今西谷委員さんの方からご意見をいただいたのは、町議会から議会外の委員会委員の選出し、任命される委員の任期は原則として当該役職あるいは町議会委員会委員の期間とする。ということでいかがかということですね。

小野委員 議会からの選出で、条例ではっきりと充て職で明記されている分もあるということで、選出方法等を考えていく中で、なかなか表現が難しいと思う。今西谷委員も「原則として」という具合に変えておくと、見直しをしたという経過を残しておくべきだと思いますので、そういう表現しかないのかなと思います。この議会選出方法ももう一度整理しておく必要もあると考えています。

原則はあくまでもこちらに書いてある当該組織に定める期間を原則とする。ただし、当該役職あるいは常任委員会委員の期間とする場合もあるとか、ただし書きで書いた方がいいと思う。原則の方が少ないというのは表現的におかしいと思うので、この中で条例や要綱等で議長とか副議長を充て職に書かれているのはいくつぐらいあるのですか。

事務局長 消防運営委員会、町営住宅入居者選考委員会、生活安全推進協議会、表彰審査会、藤ノ木古墳整備検討委員会、民生委員推薦会、これぐらいです。

小野委員 消防運営委員会とか町営住宅入居者選考委員会とかは1年ですのでこちらから選出してもいいのですが、残りの4つですがこちらから選出してくれということになってくるのですが、当然その時の役職の人ということになりますので・・・この委員の期間というのは、原則はあくまでも当該組織の期間を原則として、それらの4つそういうものについてはただし書きの方にした方がいいのかなと考えますので、文章を整理していただけたらと思う。

村中委員 この任期にかかわらずということが引かかるというのはよく解るのですが、これはあえてここで任期にかかわらずという形を謳われているというのは、見直しの方針を書いているわけですね。ここで議員のもっておられる行政全般等の意見の高さや視野の広さからという観点から議

員としてではなく住民代表という立場から個人として委嘱することを原則とするということになっていますね。ここで謳われている中で、仮に議員の任期を見た場合については、そうした役職をこなすことができないという解釈ができるというところから、あえて任期にかかわらずという形を書き直す必要はないのかなという気がするのです。

小野委員　たとえば民生委員推薦会という組織の要綱なりのところに、議長と厚生常任委員長がその任期ということで明記をされているらしいのですが、その委員については見直しの方針として、住民代表の立場から個人として委嘱することを原則とするということによってやっても、その委員会自体が役職できてくださいということをしているので、それとは別にしないといけないだろうし、ですから委員の選出基準を決める大前提が当該委員会との任期の違いだと、それから議会の役職、委員会の委員の違いのことから議論してきた中で、それらを決めたのはあくまでも任期としては当該組織に定める期間を原則とするということに決めて見直しをやってきたのだから、要覧もそのように直している。そうした場合にさきほどから話があった議長とか副議長とか、厚生常任委員長と要綱等で決まっている委員会についてはどうするんだというのは、当然向こうがそういう人に来てくださいと言っているのだから、その役職の者が行くのは当然だと思う。それは自動的にそうなるんだという解釈をすればいいことだし、そしたら今までの要覧の中の委員の任期の期間というのは、あくまでも見直しをやったのとは違うと、だから今直していると、そしてその直す案として、先ほど西谷委員が言ったその委員会委員の任期にかかわらずという言葉を変えたらどうだろうということでしたが、はじめはこれでいけるかなと思ったが、それだったらまた見直しをやったという意味だったらこちらだけ載せておいたら充て職になっている問題が解決するのではないかなと思うのです。

吉川委員 いろいろ意見が出たので、これを参考に正副議長と正副委員長に任せ
てもらおうというわけにはいけませんか。

野呂委員 正副と事務局で相談してもらって、今決めてもらったかどうか。今し
ておかないと間に合わないと思う。

ここで休憩を取って成文化してもらったらいと思う。

委員長 暫時休憩します。（午前10時44分）

委員長 再開いたします。（午前11時15分）

ただ今とりまとめさせていただきました案について朗読をさせていただきます。

（委員の期間）

1. 町議会から議会外の委員会委員を選出し、任命される委員の任期は
当該組織に定める期間（任期）を原則とする。ただし、当該役職あるい
は常任委員会委員の中からの選任についてはその期間とするのを例とす
る。

ということであります。前段の文言については小野委員さんからご提
案のあったのをきちっと成文化し、後段のただし書以降についてこうい
う形で整理させていただきたい。

野呂委員 当該役職でなく議会役職とはっきりした方がいいのではないか。

委員長 それではそういう形で文言を変えるということをお願いします。

それと併せて局長の方から協議してほしいといわれていることについ
て、青少年問題協議会委員、旅館建築審査会委員、遊技場建築審査会委
員の町議会議員の中から選任するという文言であります。町議会議員
の「町」を取って、議会議員の中から選出するというところでどうだろう

かということが1点。老人憩いの家運営委員会のところの議会議員の中から2名を選出するという文言については、それでよかろうということではありますが、それでよろしいでしょうか。

(了 承)

委員長 それではそのようにさせていただきます。

事務局長 旅館建築審査会と遊技場建築審査委員会については、5月10日に手続きの取り扱いをしないということで、私が疑問としているところで現在未設置でございますので、委員会設置するまでも案件もないということで、現在執行部の方では未設置という形をとられていますのでこの分については要請があったときに選任するという形で取らせていただいでよろしいかどうか、よろしく願いいたします。

委員長 このことについてご意見をお伺いいたします。

野呂委員 たとえば旅館建築や遊技場の場合は突発的に起こってくる場合があるわけですね。そういうときに対応できるのかどうか。その辺については理事者側はどう考えているのか。

事務局長 そのことにつきましては、改めて組織の見直しが行なわれる中で、議会として選任をしておいた方がいいとなればここへ設けさせていただきたいと思っております。

野呂委員 いわゆる突発的に起こってきたとき早急に対応しないといけないことで、だいたいそういうケースになる場合が多い。いわゆる法の網を潜るという問題が多いわけですね。ですからそういうものが設置されたときに

すぐに送り込めるように仮の委員として選んでおくと、もしそういうものが設置されたら仮に選んでおいた人を送り込むというような形にしておいたらいいと思う。

小野委員 12年の時にも仮にという話もあったような記憶もあるのですが、したら仮にというのはどのような形にしていくのか。この委員は本会議で決めることになっているのか、報告ということになってくるのなら、突発的な事案が出たときに本会議を開く必要がなければ、全協で議長の報告で済むのでしたら、これでいいのではないかと思うのですが、その点はどうなっていますか。

事務局長 臨時会の時に各役職について選任をしていただきまして、それぞれ承認をいただく分につきましては、都市基盤整備特別委員会、広報発行対策特別委員会、農業委員会委員につきましては、議会の承認をいただいております。それ以外につきましては議長報告をもって承認をいただいているというところでございます。

小野委員 旅館建築審査会の委員を選任するのは、本会議で議長報告しなくてはいけないのか、全協で報告するだけでいいのか。野呂委員が心配されているのは、突発的に起こったときに本会議、臨時会を開かないといけないという事態を懸念されていると思うので、それらの手続きはどうなのですか。

事務局長 議会から選ばなくてはならないという規定はないと思います。もし突発的に起こった場合には、議長が全協を召集して次の定例会でこのように報告事項として取り扱えばいいと思う。

吉川委員 去年もそのことで議論になったと思う。今局長から言ってもらったよ

うに議会を開かないで議長報告で了承されれば、それをみんなが確認しておけばいいのと違いますか。

委員長

それではそういう確認の上で次に進めていきたいと思います。

ここで整理をさせていただきますが、要覧の差し替えについてはこれで議論を終わらせていただくということでよろしいですね。

そうしますと次に、人選の件ですが、まず老人憩いの家運営委員会については5月10日臨時会の時に全議員さんの中から2名を選ばせていただくということの確認が1つと、青少年問題協議会については任期はあるのですが、今現在5名入っていただいているところを3名にということなので、これをどのように扱わせていただいたらいいか。この議会運営委員会でルールというか基準だけでも決めておいた方がいいと思ひもしますので、そのあたりについてはどのようにしていくのか。それから都市計画審議会、これについては任期は6月30日までですが、5月の臨時会で人選をしておいた方がよからうということでもありますので、その点についてご意見をいただきたいと思う。

老人憩いの家については当日2名の議員さんから選出ということでもよろしいですか。

(了 承)

委員長

そうしましたら、老人憩いの家運営委員会については臨時会当日2名の委員さんを選出することでご確認よろしくお願ひいたします。

次に、青少年問題協議会についての扱いはどのようにさせてもらったらよろしいでしょうか。

小野委員

この5名の中から2名を削るということで、14年ということはもう1年ありますが、この3名を議員の中から新たに選ぶという形で、残任

期間をお願いするというような形がいいと思う。

議 長 今までは充て職ではなかったのですか。

委員長 原則に基づいて充て職はしないということです。

吉川委員 全体で協議をするということでもいいのではないですか。5人の中から3人ではなしに。

小野委員 ここの協議会の副会長の充て職はあったのと違いますか。

議 長 ちょっと確認してほしかったのはそういうことだったのです。

委員長 これは要綱で定められているものでもなさそうですので、全体の中から3名を選ぶという方向で考えましょうか。

次に、都市計画審議会についてであります。13年6月30日任期ということの関わりの中で、5月の臨時会で人選をとということですが、ご意見をいただきたいと思えます。

吉川委員 私はこの選出方法で結構だと思います。

委員長 みなさんご異論がないようであれば、都市計画審査会の委員さんにつきましては各中学校区より2名の選出を5月の臨時会の時にいただくということをお願いしたいと思えます。

事務局長 これ以外に農業委員会委員の任期が1年ということで議会申し合わせの中に謳われておりますので、このことにつきましてたゞいまの行政委員とは別の取り扱いとして5月の10日手続きをしていただいでよろし

いのかどうかご協議していただきたいと思います。

小野委員 今までどおりの決め方でやっていただけたらいいと思います。

委員長 それでは農業委員会の選出については、例年どおりの扱いで5月10日臨時会の時にご選出いただくということでよろしいですね。

(了 承)

委員長 それで附属機関と農業委員会委員の選出等にかかわってはこれで終わらせていただくわけですが、それに基づいて空欄で出していただいている一覧表に基づいて、5月10日にそれぞれ選出していただくということでよろしく願いいたします。

次に、その他に移りたいと思いますが、委員さんよりご意見等ございますか。

野呂委員 ジュゴンの件で出てきているが、これを5月の臨時会に決議案を作っ
て、出していいわけですね。意見書をあげてもいいわけですか。もし出
すかもしれませんのでよろしくお願いします。

委員長 その他でございませんか。

野呂委員 附属機関等の委員選出基準表はちゃんと整理して当日までに配って
いただきたい。

事務局長 5月10日の全協には間に合うように作成し、配布させていただきます。

委員長 5月10日の臨時会ですが、議運を開かせていただくかどうかについてですが、特にならなければならぬ正副委員長の方にご一任をいただければありがたいのですが。

議長 意見書出される可能性があるのと違いますか。

野呂委員 それは当日でもいいですね。議運開く必要はないと思うが。

委員長 それではそのご判断も含めて正副の方にご一任いただけますか。

(了 承)

委員長 そうしましたら、5月の臨時会にかかわっての議会運営委員会については、現在の所案件等もないようでございますので、開かせていただけないということで確認して、もしどうしてもということが出てきた場合は、正副委員長の判断で議会運営委員会をさせていただくことがあるかもしれないということでお含みをいただきたいと思います。

それでは以上で議会運営委員会を終わらせていただきます。

(午前11時47分)